

# 038 南北朝時代 政治史3 守護大名と国人一揆

## <鎌倉時代の守護の権限>

大犯三か条 に限られていた。

…大番催促、謀反人・殺害人の逮捕

## 室町幕府の守護の権限

① 大犯三か条 に加え、次の権限が加わった。

② 苜田狼藉 の取締り権

紛争中の田の稲を一方的に刈り取る行為を取り締まる。私的な決着はだめよ

③ 使節遵行 権

④ 半済令

南朝との戦いの際の 兵糧米 確保で  
荘園・公領の年貢の半分を徴収する権限  
初めは近江・美濃・尾張の3か国のみ  
→のち全国化し、ずっと続くようになる

⑤ 守護請

荘園や公領の領主が、年貢の徴収を守護に請け負わせる。

司法権

## <鎌倉時代の守護>

軍事・警察権 に限られた

## <室町時代の守護>

軍事警察権 + 司法権 + 土地支配権  
苜田狼藉取締り      半済令  
使節遵行              守護請

◇ 国人 (地方在住の武士)

鎌倉時代は御家人、非御家人、悪党などと呼ばれた。室町時代はまとめて国人。

① 多くは守護の家臣化に抵抗。

国人一揆 …守護の家臣化に抵抗する国人たちの団結。

② 歴史的に 百姓一揆 の登場より早い。

一揆…揆(気持ち)を一つにする。団結。

このように地域支配権を持った守護はやがて 守護大名 と呼ばれるようになり、鎌倉時代の守護とは区別される。



